

法規 第3章

質問 L3-02

(教科書 p 32) 高圧電気が、「交流300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気」となっていますが、電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）では交流600ボルト超となっています。ミスプリントではないですか。

回答

- 電波法施行規則第22条では、

(高圧電気に対する安全施設)

第二十二條 高圧電気（高周波若しくは交流の電圧三〇〇ボルト又は直流の電圧七五〇ボルトをこえる電気をいう。以下同じ。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

となっています。

- 電波にかかる総務省令と電気かかる経済産業省令は異なる法令ですので、内容も異なります。